

追伸1) 2022 6.17最高裁判決 - その後は「(最高裁の虜判決=)裸の王様」連鎖状態

20230310 仙台高裁 (原告: いわき市民約1340人) (福島民報)

※ 原発事故、国の賠償認めず 仙台高裁判決、一審覆す 福島県いわき市民訴訟控訴審 ※  
『昨年6月に先行する4件の集団訴訟で最高裁が国の責任を否定して以降、国を被告に含む同種訴訟の下級審で判決が出るのは初めて。』  
『国家賠償法上、規制権限の行使を怠ったことで違法に損害を与えたとは言えず、賠償責任はないと結論付けた。』

20230314 福島地裁 (原告: 福島県南相馬市小高区の住民587人) ※ 国の責任否定 ※

20230314 福島地裁 (原告: 福島県南相馬市鹿島区の住民313人) ※ 国の責任否定 ※

20230314 岡山地裁 (原告: 岡山に避難してきた市民107人) ※ 国の責任認めず ※

20231226 東京高裁 (原告: 東京都などへ避難した47人) (産経新聞)

※ 原発避難、国の責任否定 東京高裁、東電賠償も減額 ※  
『東京高裁は26日、国と東電に計約5900万円の支払いを命じた一審東京地裁判決の一部を取り消し、国への請求を棄却した。』  
『裁判長は「仮に国が規制権限を行使して東電に対策を義務付けていたとしても、津波による浸水を避けられなかった可能性が高い」と述べた。』

20240126 東京高裁 (原告: 神奈川県への避難者) (東京新聞)

※ 「最高裁に沿う判断 憤り」 原発、神奈川県内避難者訴訟で弁護団 二審は国の賠償責任認めず ※  
『東京電力福島第1原発事故による神奈川県内の避難者が損害賠償を求めた訴訟は26日、東京高裁で一転して国の賠償責任が否定された。』

(原審: 20180315 京都地裁) (原告: 京都府内に避難した174人) (日本経済新聞)

※ 原発避難、国と東電に賠償命令 京都地裁判決 ※  
『京都地裁は15日、国と東電の責任を認め、110人に対する約1億1千万円の支払いを命じた。全国で約30ある同種の集団訴訟では5件目の判決で、国の責任を認めたのは3件目。』  
『浅見宣義裁判長は、政府の地震調査研究推進本部が2002年に公表した「長期評価」に基づき、国が津波をある程度予見することは可能で、東電に対して対応を命じなかったのは違法と指摘。避難指示に基づく避難でなくとも、個人ごとの当時の状況によっては自主的に避難を決断するのも社会通念上、合理性があると判断した。』

20241218 大阪高裁 **予定** (原告: 京都府内に避難した166人) (京都新聞)

『東京電力福島第1原発事故の影響で福島県などから京都府内に避難した55世帯166人が、国と東電に約8億3900万円の損害賠償を求めた集団訴訟の控訴審が22日、大阪高裁(牧賢二裁判長)で結審した。津波や事故を巡る国と東電の責任を認めた2018年3月の京都地裁判決に対し、原告、被告双方が控訴していた。判決は12月18日に言い渡される。』

下記は、20231226東京高裁判決の判決要旨の5頁目であるが、

赤のアンダーライン部分は、20220617最高裁判決と同じである。

下記は、東京高裁の同種訴訟判決の「判断理由」の核心部分であるが、最高裁判決の妄信コピペである。妄信と判断した理由はコピペもさることながら文中の「南東側…主眼…」はあり得ないからである。

南東側は敷地の南の外れであり、設備的に津波対策の主眼になることはあり得ず、「南東側…主眼…」の元々の発想は国が責任逃れをするために繰り出した国の騙しの筋書きの中核であり、国の引っ掛けである。

る。これらの事情に照らすと、本件試算津波と同じ規模の津波による本件敷地 最高裁判決9頁15行目

地の浸水を防ぐことができるものとして設計される防潮堤等は、本件敷地の南東側からの海水の浸入を防ぐことに主眼を置いたものとなる可能性が高く、一定の裕度を有するように設計されるであろうことを考慮しても、本件津波の到来に伴って大量の海水が本件敷地に浸入することを防ぐことができるものにはならなかった可能性が高いといえる。

最高裁判決9頁の  
妄信コピペ

最高裁判決9頁20行目

本件事故当時、一審原告らが主張するように、津波から原子炉施設を防護するための水密化の措置が一般的に行われていたとはいえ、また、原子力発電所の津波対策として、防潮堤等による防護を図ることに加え、原子炉施設の電源設備の高所設置等の防護措置を採ることが一般的に行われていたとはいえない。

東京高裁:いえる ← 最高裁:いわざるを得ない

最高裁判決9頁21行目

以上によれば、本件事実関係の下においては、仮に経済産業大臣が、本件長期評価を前提に、電業法40条に基づく規制権限を行使して、津波による本件原発の事故を防ぐための適切な措置を講ずることを一審被告東電に義務付け、一審被告東電がその義務を履行していたとしても、本件津波の到来に伴って大量の海水が本件原発の敷地に浸入することは避けられなかった可能性が高く、その大量の海水が主要建屋の中に浸入し、非常用電源設備が浸水によりその機能を失うなどして本件各原子炉施設が電源喪失の事態に陥り、本件事故と同様の事故が発生するに至っていた可能性が相当にあるといわざるを得ない。 そうすると、本件事実関係の下では、経済産業大臣が上記の規制権限を行使していれば本件事故又はこれと同様の事故が発生しなかったであろうという関係を認めることはできないことになるから、一審被告国が、経済産業大臣が上記規制権限を行使しなかったことを理由として、一審原告らに対し、国賠法1条1項に基づく損害賠償責任を負うという 一審被告東電 ← 東京電力  
ことはできない(最高裁令和3年(受)第1205号同4年6月17日第二小法廷判決・裁判集民事268号37頁参照)。

最高裁判決9頁最終行

最高裁判決10頁1行目

最高裁判決10頁5行目

最高裁判決11頁14行目

一審被告国 ← 上告人

一審原告 ← 被上告人

最高裁判決11頁16行目

(上記頁行は左記による)

一審原告らのその他の国賠法上の違法の主張についても、理由がない。

(2) 一審被告東電の過失の程度について

一審被告東電は、原賠法3条1項に基づき、本件事故と相当因果関係のある損害について過失の有無を問わず賠償責任を負うから、一審被告東電の責

# 6.17最高裁判決に対する声明

---

6.17最高裁判決は、あたかも国の弁護が如きの偏ったものであり、結論の集束に向けて、都合の悪い数値と文言は切り捨て、都合の良い数値と文言のみをかき集め、都合の良い仮定を設定し、それらしく判決の体裁を整えたものであって、易きに流された現実離れした判決であり、司法の劣化極まれりである。

6.17最高裁判決は、国民の裁判に対する信頼を著しく損なうものであり、司法の自浄作用として司法自ら再審し自問自答し公表しなければならず、例えそのようにしたとしても国民の信頼を回復することは極めて困難である。

## 追伸 2) 福島第一原発事故避難者訴訟：裁判(官)成績表

2022年の6.17最高裁判決は、正されなければならない。当判決は、国の主張に誘引され津波対策の主眼を東側から南東側にスリ替え、そのスリ替えによる恣意的な津波対策の仮定の元に「国の責任を認めない」としており、イカサマさせられ判決との表現がその体を一番よく言い表しているのであるが、これは原発設備に対する裁判官の無知の成せる技であり（東側に津波対策の主眼とすべき重要な設備があることを裁判官は知らない）、裁判官の社会性の成せる技でもある（南東側主眼の津波対策を見たら周辺住民は腰を抜かす\*4m盤を挟んで海に面した東側を津波対策の主眼とするのが当然）。イカサマさせられ判決はオセロゲームのように全て覆されなければならない。全国に離散させられた人々の故郷を取り戻すためにこれを目にしたものは声を上げ、国民を騙し切れないということを国に知らしめなければならない。国を喪失してからでは、遅いのである。（注。イカサマでなければ重大な見落としということになる。）

20170317前橋地裁○ → 20210121東京高裁X → 20220617最高裁X → ○に正すべし！

20170922千葉地裁X → 20210219東京高裁○ → 20220617最高裁X → ○に正すべし！

20171010福島地裁○ → 20200930仙台高裁○ → 20220617最高裁X → ○に正すべし！

20190326松山地裁○ → 20210929高松高裁○ → 20220617最高裁X → ○に正すべし！

20180315京都地裁○ → 20241218大阪高裁予定 ← **ビラを携え取り囲もう！**

(20220617最高裁判決 - その後は「(最高裁の虜判決=)裸の王様」連鎖状態)

20180316東京地裁○ → 20231226東京高裁X → ○に正すべし！

20190220横浜地裁○ → 20240126東京高裁X → ○に正すべし！

20190314千葉地裁X → 20231222東京高裁X → ○に正すべし！

20190802名古屋地裁X → 20231122名古屋高裁X → ○に正すべし！

20191217山形地裁X → 20240117仙台高裁X → ○に正すべし！

20200310札幌地裁○ → ○を確保すべし！

20200624福岡地裁X → ○に正すべし！

20200811仙台地裁X → 20240318仙台高裁X → ○に正すべし！

20210326いわき支部○ → 20230310仙台高裁X → 20240410最高裁X → ○に正すべし！

20210602新潟地裁X → 20240419東京高裁X → ○に正すべし！

20210730郡山支部○ → ○を確保すべし！（津島地区）

20220420さいたま地裁X → ○に正すべし！

20220602郡山支部X → ○に正すべし！（都路町）

(20220617最高裁判決 - その後は「(最高裁の虜判決=)裸の王様」連鎖状態)

20230314福島地裁X → ○に正すべし！（小高区）

20230314福島地裁X → ○に正すべし！（鹿島区）

20230314岡山地裁X → ○に正すべし！

20240321神戸地裁X → ○に正すべし！

20241211広島地裁予定 ← **ビラを携え取り囲もう！**

「最高裁は騙されている**王様は裸だ**」と声を上げよう！

**Xの全てを科学的技術的論理的に○に正し、原発オセロを達成させましょう！**

この頁を印刷して全国の裁判所前で裁判官に配布する等の事前活動にご自由にご活用下さい。by gemini.to 20240926版  
ひとつが踏みとどまるかあるいはひとつが逆転すれば形勢は逆転します。その力があります。何故なら真実だからです。